

令和4年10月7日

（ 外 務 省 ）
（ 財 務 省 ）
（ 経 済 産 業 省 ）

ウクライナ情勢に関する外国為替及び外国貿易法に基づく措置について

ウクライナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容を踏まえ、閣議了解「ロシア連邦関係者に対する資産凍結等の措置等について」（令和4年10月7日付）を行い、これに基づき、外国為替及び外国貿易法による次の措置を実施することとした。

1. 措置の内容

（1）資産凍結等の措置

外務省告示（令和4年10月7日付）により資産凍結等の措置の対象者として指定されたロシア連邦の関係者（58個人・9団体）及びロシア連邦による「編入」と称する行為に直接関与していると判断されるウクライナの東部・南部地域の関係者と判断される者（23個人）に対し、（i）及び（ii）の措置を実施する。

（i）支払規制

外務省告示により指定された者に対する支払等を許可制とする。

（ii）資本取引規制

外務省告示により指定された者との間の資本取引（預金契約、信託契約及び金銭の貸付契約）等を許可制とする。

2. 上記資産凍結等の措置の対象者

別添参照

連絡・問い合わせ先

外務省欧州局日露経済室	TEL 03-5501-8000 内線 2620
外務省欧州局中・東欧課	TEL 03-5501-8000 内線 2627
財務省国際局調査課外国為替室	TEL 03-3581-4111 内線 2866
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課	TEL 03-3501-1511 内線 3241